

2024 年度東京理科大学における自己点検・評価の実施方針

2024 年 4 月 1 日

自己点検・評価委員会

東京理科大学大学質保証推進委員会で策定した「2024 年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針（以下「基本方針」という。）」を受け、2024 年度における自己点検・評価の具体の細目、実施体制等を以下の通り定める。

1. 自己点検・評価実施の前提となる内部質保証の方針

学則第 2 条の 2、大学院学則第 1 条の 2、専門職大学院学則第 1 条の 2、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 実施組織

自己点検・評価の実施対象とする単位は本学、並びに本学を構成する学校法人東京理科大学業務規程第 1 条の 2に規定する部局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間と実施スケジュール

2024 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日とし、自己点検・評価委員会が明示するスケジュールに基づいて自己点検・評価活動に取り組むこととする。

4. 点検・評価活動

- (1) 基本方針を踏まえ、公益財団法人大学基準協会が設定・公表した第 4 期機関別認証評価の大学基準に基づき自己点検・評価を実施すること
- (2) 教育支援機構教職教育センターにおいては、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」等に基づいて点検・評価活動を実施すること
- (3) 自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために学生の意見や外部の視点を取り入れることを目的として、各部局において学生等からの直接的な意見聴取を行い、点検・評価及び改善活動の一助とすること
- (4) 学長室等から部局独自の教育研究等の施策に対して個別に点検・評価を行い、報告すること等が求められている場合は、本実施方針とは別に対応すること

5. 点検・評価活動の実施

(1) 全部局共通

本学に即した自己点検・評価活動を行い、点検・評価内容と長所・特色を示すために、自己点検・評価の実施方針（細目）に基づき以下に留意して実施すること。

- ①第4期機関別認証評価では、実施している教育研究活動に対する検証、改善活動とその結果を中心に確認されるため、点検・評価はもちろんのこと、今まで以上に検証、改善活動に注力すること。
- ②「基準2：内部質保証」は、引き続き自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとともに、基準2以外の基準（特に基準4）についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこととする。
- ③基準4において、卒業認定学位授与の方針に示す能力に対する学修成果の把握と検証・改善、卒業の認定（学位授与）に至る評価方法※について、重視して問われているため、各部局において、適切な方法で学修成果の把握と検証・改善、卒業・学位授与の認定を行うこと。
※卒業認定（学位授与の決定）に際して、卒業認定学位授与の方針に示す能力を身に着けているかをどのように評価・検証しているか
- ④前4.（3）の学生の意見や外部の視点を取り入れた点検・評価及び改善活動に資する学生等からの直接的な意見聴取は、別紙に基づき実施する。別途実施の依頼を行うが、別紙に基づく範囲で時期、対象、内容等の実施の詳細は学部の判断とする。なお、当該取組みの結果を受けた検証・改善の内容は、自己点検・評価報告書の適切な基準、評価項目において記載すること。※別紙略
- ⑤大学基準協会が明示する“評価の視点”に本学独自の視点を加える。
- ⑥自己点検・評価の実施にあたっては2023年度までと同様、各部局における活動の実質化とそれに係る負担とのバランスに配慮すること。
- ⑦各部局における独自の施策による特色のある取り組み、学部学科再編等による教育研究環境の変化等を考慮して実施する。

(2) 教育支援機構 教職教育センター

教育職員免許法施行規則第22条の8を受けて、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）」等に則した点検・評価活動を行うことが必要なため、自己点検・評価の実施方針（細目：教職教育センター）に基づき点検・評価活動を実施すること。

なお、今年度から第4期機関別認証評価に則した基準、点検・評価項目を用いるため、昨年度までの評価項目及びガイドラインを参考に、本年度行う基準・評価項目、用いる評価の視点を再設定し報告すること（別途依頼を行う）。

(3) 第3期機関別認証評価において改善課題が付された部局

2020年度受審の大学基準協会による第3期機関別認証評価において改善課題として提言を得た基準5（定員管理）に対する改善活動の実施

⇒同協会に2024年7月までに改善内容及び結果の報告が必要なことから、関係部局の活動及び改善結果を2024年5月中に報告すること（根拠資料等の提出も含め、別途依頼を行う）。

6. 改善事項に対する点検・評価

前5で示したことのほか、以下についても点検・評価の対象とする。

- ・「機関別認証評価」及び「経営系専門職大学院認証評価」、「(一社)薬学教育評価機構による第三者評価」、「2023年度に実施した外部評価」等の結果において助言・改善課題等、指摘のあった事項
- ・「機関別認証評価」及び「経営系専門職大学院認証評価」、「2023年度に実施した外部評価」等の結果において、学長によって改善が必要であると認められた事項
- ・2023年度の自己点検・評価の結果に基づく改善事項(2022年度以前からの継続を含む)

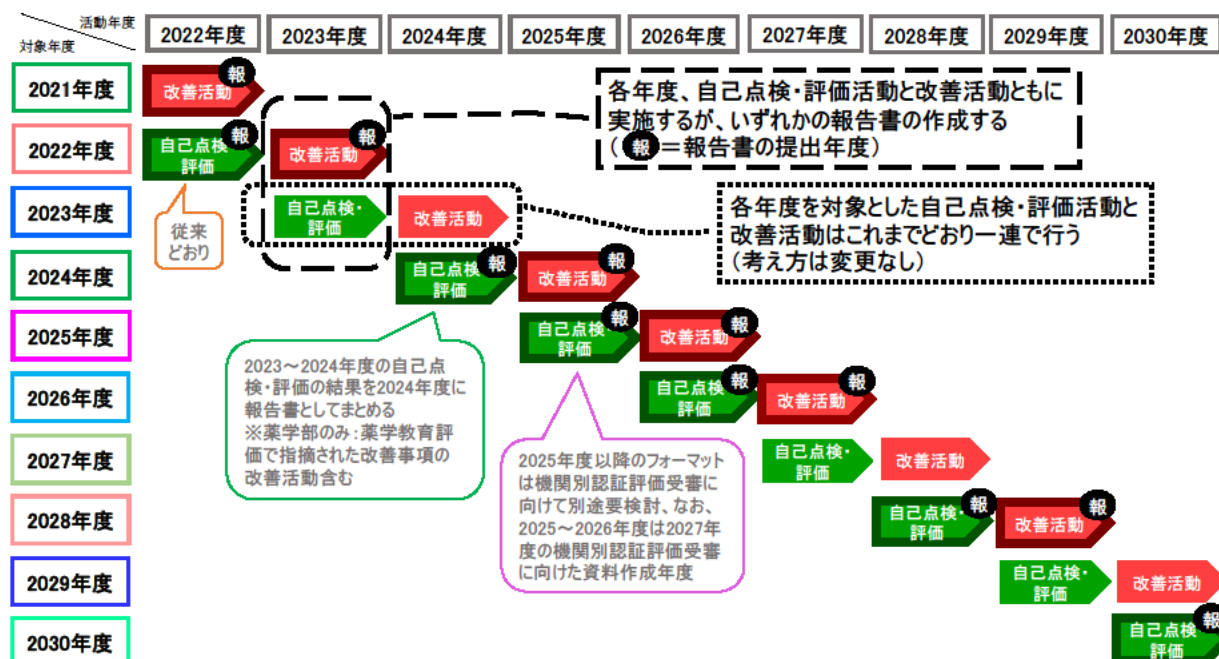
7. 根拠に基づく実施

自己点検・評価は、検証に必要な情報(データ)や記録等に基づいて行い、報告書にはどのような根拠に基づいて自己点検・評価を実施したかを記述することとする。なお、参考として実施方針(細目)に各点検・評価を実施する際の指標となる本学における方針、根拠等を明示する。

8. 自己点検・評価結果の報告(報告書の作成)

大学質保証推進委員会が策定した「自己点検・評価の基本方針」に基づき、2023年度からは、自己点検・評価活動と改善活動が一連であることは担保しつつ、毎年度の各活動は継続して行うが、自己点検・評価報告書の提出年度と改善活動に係る報告書の提出年度に分けることとしている。

これを受けて、2023年度は書面における報告(報告書の作成)は行っておらず、2024年度に2023年度の活動を包含し報告書を作成することとしている。しかしながら、前4.(1)のとおり、2024年度から第4期認証評価における大学基準等に基づき点検・評価活動を行い報告書にまとめることから、2023年度までの点検・評価項目及び評価の視点と異なる場合もある。そのため、2023年度の点検・評価で用いた点検・評価項目等が変更となっている場合は、類似する点検・評価項目等に該当させ報告書としてまとめること。



9. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 前5.(1)①と関連するが、本学の自己点検・評価活動の実質化をより明確にするため「点検・評価」「改善」を重視することとし、報告(報告書の作成)を行うことに向けて、報告内容は点検・評価、検証、改善活動とその結果について詳述し、根拠を示すこととする。(施策を実施したという現状説明を行うための記録ではなく、実施した施策に対する点検・評価・検証、及び改善活動の内容を記録する。)
- (2) 前5.(1)④と関連するが、各部局は、学科・専攻等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うとともに、主観的な評価だけではなく、学生及び外部からの意見等、客観的な評価等を取り入れることとする。
- (3) 2023 年度に実施した自己点検・評価、改善活動について特筆すべきことは、本年度に作成する自己点検・評価報告書に改善活動やその結果を包含して記載する。
- (4) 各施策等の適切性を評価するにあたって、評価の視点等を踏まえて明らかに改善する必要がある場合に改善事項として取り上げることとする(非常に微細な事項や無理に改善事項を取り上げることとはしない)。

10. その他

第4期認証評価に向けて、内部質保証に係る新たな取り組みや対応等がさらに必要となることが予想されるから、大学質保証推進委員会から必要に応じて自己点検・評価、改善活動に係る対応等の検討・実施依頼を受けることもある。その場合、本委員会で全学の実施方針を検討したうえで、各部局に依頼を行う。